



広報きんこう
2021年5月号

■発行/錦江町役場 ■編集/政策企画課
〒993-2392 鹿児島県肝臓郡錦江町城元963番地
TEL 0994-22-3032 FAX 0994-22-1951



■ホームページ/ <http://www.town.kinko.lg.jp/>
■印刷/株式会社南大隈新生社印刷



錦江町

令和3年3月26日 構造改革特区に認定されました

ワイン特区認定

令和3年3月26日、構造改革特別区域計画「錦江町ワイン特区」が内閣総理大臣から認定されました。現在、全国で259地区が認定され、鹿児島県では3例目の認定となります。今回の特区認定により、事業者が生産した果実（ブドウ、マンゴー、ブルーベリー）を原料に果実酒やリキュールを製造する場合、酒税法に定められている最低製造数量基準が緩和され、町内全域で小規模な事業者でも酒類製造免許を取得することが可能になりました。

ご当地ワインの生産は、雇用創出や食の満足度向上、さらに観光面では農業体験といった貴重なコンテンツになり、農業と観光の連携による地域活性化に期待が高まります。

製造・販売には手続きが必要です

今回の特区認定により誰でも錦江町内でワインが製造できる訳ではなく、酒税法の酒類製造免許を取得しなければ製造できません。食品衛生法による酒類製造業の営業許可など必要になります。製造や販売に関するお問合せは、税務署や保健所などへお願いします。

製造販売に必要な免許や許可

- 酒類製造免許、酒類販売業免許の取得
- 酒税の申告納税等酒税法関係の手続き
- 食品衛生法等による酒類製造業の営業許可

そもそもワイン特区とは？

構造改革特区制度における酒税法の特例措置によって果実酒製造業に参入しやすくなる区域のことです。果実酒の製造に必要な免許を取得するには、酒税法の規定で年間6キロリットル以上の製造量を見込む必要がありますが、ワイン特区ではこの基準が2キロリットルに引き下げられます。最低製造量が3分の1になることから小規模な事業者でも参入しやすくなります。

錦江町ワイン特区の認定内容

認定日 ▶ 令和3年3月26日 区域 ▶ 錦江町の全域
指定した果実 ▶ ブドウ・マンゴー・ブルーベリー

特区認定による最低製造数量の緩和は次のとおり

果実酒 ▶ 6キロリットル ≫ 2キロリットル

リキュール ▶ 6キロリットル ≫ 1キロリットル

適用される規制の特例措置 ▶ 特産酒類の製造事業

※6キロリットルは750mlボトルに換算すると約8,000本

特定事業により酒類の製造免許を受けた場合でも、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生します。税務当局の検査や調査の対象にもなりますのでご注意ください。

問 錦江町役場 政策企画課 ☎ 22-3032

